## 第二溶出量基準について

## 〇土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。

## 〇第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準(土壌溶出量基準の3倍~30倍に設定)。

表 第二溶出量基準の適合可否による汚染の除去等の措置の種類

措置の種類	第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質		【凡例】
	(揮発性有機化合物)		(重金属等)		(農薬等)		◎講ずべき汚染の
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準		除去等の措置(指 示措置)
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合	<ul><li>○環境省令で定め</li></ul>
原位置封じ込め	0	<b>*</b>	0	<b>*</b>	0	×	る汚染の除去等
遮水工封じ込め	0	<b>©</b> *	0	<b>©</b> *	0	×	の措置(指示措置
地下水汚染の拡大の防止	0	0	0	0	0	0	と同等以上の効 果を有すると認
土壌汚染の除去	0	0	0	0	0	0	められる措置)
遮断工封じ込め	×	×	0	0	0	0	×選択できない措
不溶化	×	×	0	×	×	×	置

<sup>\*</sup> 基準不適合土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。

(参考:環境省水・大気環境局 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」)